

福岡県発達障がいのある方の修学支援モデル事業
平成 29 年度～令和 1 年度 事業報告書

令和 2 年 4 月 5 日

受託機関 医療法人西江こころのクリニック

1 事業要旨

発達障がいのある、あるいは疑われる大学生や短大生が増加している。平成30年度における日本学生支援機構の調査によれば、診断のある学生の割合は全体の0.19%であるが、本人に発達障がいの特性がありながらも自覚の無い、いわゆるグレーゾーンの存在が指摘されている。大学生において4.0%～9.8%に発達障がいの特性があるという調査結果もあり、発達障がいグレーゾーンの学生は少なくない。これら学生の中には、大学以前の構造化された教育の中で、発達障がいの特性に対する困りを抱くことが無かったが、大学や短大に進学後、能動的に情報を収集し、臨機応変に対応する状況となり、困難を感じる者も出てくる。これら学生は、特に就職を目指す時、自己理解の弱さ、それまでの体験による自己肯定意識の低さ、孤立しがちな環境に悩まされることになる。

福岡県発達障がいのある修学支援モデル事業は、福岡県を事業主体として、医療法人西江こころのクリニックが委託を受け、平成29年度から令和1年度まで実施した。精神科医療機関である受託機関は、専門職チームにより、大学生の共通課題である就職をテーマとし、受容的な場を形成し、集団精神療法を基礎とするプログラムを、医療でも福祉でも無いサービスとして提供した。さらに発達障がいグレーゾーンの学生も参加しやすいような配慮を行った。また、当事業では大学や短大の学生相談室や学生支援室等の部署と連携することを前提とし、プログラムは大学での支援をサポートする位置づけとした。

当事業では、精神科医師が専門的な助言や指導を行う下で、公認心理師・精神保健福祉士がコーディネーターとなり、ソーシャルワークの手法にて全体を構築した。また、プログラムは臨床心理士が中心となり、精神保健福祉士がアシストを行った。広報活動においては、パンフレットを大学や短大、発達障がいの家族会に送付し、大学や短大への訪問も行った。プログラムにおいては、全8回構成のものを7期行い、合計で44名の学生が参加した。その中で6回以上参加した学生の数は全体の77.3%に達し、参加した学生の自己肯定意識は有意に向上した。プログラム終了後においては、コーディネーターとプログラム担当の臨床心理士が大学を訪問し、プログラムの結果をフィードバックすることで、学生相談室や学生支援室のカウンセラーが支援を行いやすい状況を形成した。

プログラムの終了後、参加した学生の同意を得て、その動静を把握した。その中で注目すべき事項は、就職活動を進めることができたり、内定を受けた学生が全体の27.2%に達していることであった。この意義は大きい。

当事業は発達障がい者の支援の新たな試みである。福岡県内だけでの取り組みであったが、発達障がいのある大学生や短大生への地域の支援のあり方として、加えて、発達障がいグレーゾーンへの支援のあり方について1つの形を示すことができた。また、大学や短大と地域との連携においても1つのモデルとなった。

当事業は年を追うごとに利用する大学や短大の数は増えてきており、事業が終了する令和1年度において、地域に定着し始めた状況にあり、利用のあった大学や短大からは事業継続を求める声がある。また、受託機関である西江こころのクリニックのホームページを見て、大学生の子を持つ親からプログラムを受けさせたいという問い合わせや、市議会議員から専門学校生の支援が行えないかという問い合わせもあった。昨今の大学生や短大生の経済事情から、学生への負担を求めることは難しい。そのためには、国や自治体での長期の事業化が必要となる。

2 事業目的

(1) 発達障がいのある大学生を取り巻く環境と外部機関による支援の必要性

発達障がいのある、あるいは発達障がい疑われる大学生や短期大学生が多くなっている。日本学生支援機構の調査によれば、平成30年度における発達障害のある学生は全学生の約0.19%であり、年々増加傾向にあるが、この調査において発達障がいのある学生数は医師の診断書がある者に限られている。本人に発達障がいの特性がありながらも自覚が無い学生も多く存在していることは以前より指摘されており、そのような学生について複数の研究が行われている。調査方法などに違いがあるものの、これらの研究では大学生の4.0%~9.8%に発達障がいの特徴があるとされる。これらの研究と、前述した日本学生支援機構の調査の結果とでは大きな解離がある。

発達障がいは生来からその特性があり、長期にわたって変わらずに続くという概念である。知的な問題が少ない発達障がいの特性のある学生は、大学以前の構造化された教育の中で、特性に対する困りを抱くことが無く大学に進学することも多い。これら発達障がいのグレーゾーンが大学生、短大生に少なからず存在することは無視できない。そして、それら学生の中には大学での修学、就職活動中に、そして就職した後には不適應を呈して「大人の発達障がい」があることが顕在化する者もいる。

障がいのある大学生の支援は、障害者差別解消法に基づき、大学による合理的配慮に委ねられているが、大学の中で発達障がいについての専門的知識や支援方法を知る職員は少ない。大学によっては、障がい学生支援室を設けるなど、先進的な取り組みを行っているところもあるが、多くの大学や短大では予算やマンパワーの制限もあり、学生相談室のカウンセラーに委ねられるケースが多く見られる。学生相談室へ繋がった経緯も、本人が特性に対する困りを持って相談したケースもあれば、周囲から勧められて繋がったケースもある。しかし、“自覚無き”発達障がいのグレーゾーンにある学生が学生相談室に繋がるまでに時間が掛かることも多く、繋がらないまま卒業したり、中退する学生も少なくない。たとえ繋がったとしても、卒業までの限られた時間内で自らの特性に気づき、理解することは、本人のみならず保護者においてはより難しくなる。ましてや、精神科の受診に導くためには、より多くの段階と十分な説明により本人や保護者に納得してもらうことが必要となってくる。

これら自己の特性への気づきと理解の過程の最初のきっかけ作りはなるべく早期であることが望ましいが、学生相談室に繋がったとしても、学生相談室のカウンセラーが本人とのラポールを重視する中で、特性への気づきと理解へ導くことは決して容易なことではない。

このような状況の中で外部機関である精神科医療機関が行うプログラムの利用は有効な手段の1つとなる。外部機関である精神科医療機関が実施すること自体が1つのハードルではあるものの、ラポールの取れている学生相談室のカウンセラーからの勧めがあれば、利用はしやすくなる。また外部機関がプログラムを行うことにより、学生は他の大学や短大にも同様の困りを持つ学生がいることを知る機会を持つことができ、学生相談室でのカウンセリングでもプログラムについて遠慮なく話をしやすくなることができ、プログラム終了後に、プログラムを実施した外部機関から利用状況のフィードバックを大学側へ行うことで、大学や短大側による配慮や就職活動やカウンセリングに対するアセスメントもより深化することが考えられる。

(2) 発達障がい者の自己肯定意識を向上させ、自己理解を進める必要性

大学生は教育を受ける立場から、能動的に情報を収集し臨機応変に対応する立場へと変化する。対人関係においても、能動的にクラブやサークル、課外活動、アルバイトなどで広げることになる。この時期は、青年期後期の課題として自己アイデンティティの獲得や自立した社会人として移行するためのスキルを身に付ける時期であり、発達障がいのある者にとっては困難を感じやすい。

また、大学院へ進学した者も含め、ほとんどの大学生、短大生は卒業後の進路として就職を目指すことになる。就職活動において自己アピールの必要性が出てきた時、発達障がいのある学生は自己理解の弱さに悩まされることとなる。発達障がいのある者はアイデンティティ形成のために必要な他者との交流や調整に困難を示すため、他者との関係性の中で自己理解をすることが難しいと考えられている。よって、自己理解のための支援が必要となるが、それを学内で実施できる大学は限られ、また学内だけの資源では、多様な支援の提供は不可能である。外部機関との連携においても、「大学生向け」の資源はほとんど無いのが現状である。

さらに対人関係やコミュニケーションを苦手とする特性がある学生は失敗体験を積んでいることが多く、自己肯定意識は低い傾向にある。そのような特性のある大学生や短大生はアルバイトや学生生活、就職活動を通して苦手意識や失敗体験を積むことにより、いっそう自己肯定意識が低下することになる。自己肯定意識の低下は意欲の低下に繋がり、その結果として就職活動に消極的になったり、就職活動そのものからドロップアウトすることもある。そのため、自己肯定意識の向上も重要な課題となっている。

(3) 安心して他者と関わる場の必要性と専門機関による場の形成

発達障がいのある学生は、その特性のため孤立しがちである。自己肯定意識の低い彼らが自己像を否定的なものから肯定的なものへつくり替えるためには、受容的な体験を通して他者と関わる場が必要である。そのためには専門的な支援者や同じような特性を持つ他者と関わり、集団活動を行うための「安心して他者（グループ）と関わる場」が必要となってくる。

また、このような場で、対人スキルの向上を図り、自己理解を進め、適応できる場面が広がるといった社会化を促すことが可能である。

このような場の形成は実施する機関の専門性に依るところがある。精神科医療機関では、受容的な場の形成を治療の基本として、集団精神療法を基礎とする多様なグループワークが可能となる機能とそれに必要な専門職を備えている。そして、これは幅広い精神障がいに対応可能であり、発達障がいもそこに含まれている。

(4) 福岡県発達障がいのある方の修学支援モデル事業の事業内容等

上記を踏まえ、福岡県発達障がいのある方の修学支援モデル事業を実施することとなった。事業目的等は以下の通りである。

① 事業の役割

- ・大学・短期大学（以下、大学等）において現存の学内の支援だけではフォローの難しい、発達障がいがある、または疑われる大学生・短期大学生（以下、大学生等）が、修学及び就職活動、在学中または卒業後の医療福祉への繋がりを円滑に行えるよう、精神科医療機関が大学の学生相談室、障がい学生支援室等と連携しながら支援を行う。

- ・各大学等における発達障がいのある学生に対する支援の仕組みでフォローできるようにし（学生相談室、学生支援室等に繋ぐ）、支援を終了する。
- ・必要に応じて、学生等や大学等に医療福祉機関の情報提供や、それらに繋げるための情報提供を行う。

② 支援の方法

- ・「就職活動が苦手な大学生向けのプログラム(以下、プログラム)」による支援を中心に行う。このプログラムの対象者は発達障がいのある大学生等以外にも、「周囲の関係者が発達障がいの疑いを持つものの、本人自身はなかなか自覚が持てない大学生等」も対象とし、それらの学生等が参加しやすいよう、パンフレット等への配慮を行う。また卒業後3年以内のこれら学生等も対象とする。
- ・プログラムによる支援では、就職活動を基本的なテーマとして、青年期後期の課題についての心理学的なアプローチや発達障がい者向けのコミュニケーショントレーニングの手法を用い、参加した学生等の自己理解を進め、自己肯定意識を向上させること、それら大学生等に安心して集団活動に参加できる場を提供することを目的とする。
- ・プログラムに参加した大学生等が自己の特性を理解しながらも就職活動に前向きに取り組むようになっていたり、大学等からもそれら学生等が医療や福祉の支援を受けることを勧めやすくする効果を狙う。
- ・コーディネーターやプログラム担当臨床心理士の見立てにより、発達障がいの診断や治療、その他の医療面での支援が必要と判断された学生等には、診断や治療を勧める。また、大学等がそれら学生に診断や治療を勧めやすいよう支援を行う。
- ・支援対象となった学生等のいる大学等へは訪問等を行い、密な連携や情報交換を行い、支援終了後も大学等が円滑に学生等の支援ができるよう、サポートする。
- ・大学等以外の地域の医療福祉機関、当事者団体等（以下、医療福祉機関等）から学生等の紹介を受けた場合には、大学等の学生相談室等の発達障がいのある学生を支援する部署に繋げる。

③ 事業の周知、広報活動

- ・県内にある大学、全37校（福岡県平成30年度教育便覧による）には事前にチラシやパンフレットを配布する。
- ・大学等、医療福祉機関等から要請があればコーディネーター、プログラム担当者が赴き説明する。
- ・各大学における発達障がいのある、または疑われる大学生等の状況、大学等での支援体制について聴き取り、以後の支援方法の改善に役立てる。
- ・企画推進会議の委員に事業の周知と広報活動を依頼する。

④ 社会資源に関する情報提供

- ・必要に応じ、本人、その家族、大学における支援者へ利用可能な社会資源の情報提供を行う

⑤ 事業の成果を報告

- ・必要に応じ、本人、その家族、大学における支援者へ利用可能な社会資源の情報提供を行う。

3 事業の実施内容

(1) 実施体制

当事業は福岡県を主体とし、発達障がい診断と治療を行っている精神科医療機関が委託を受け実施した。受託機関である医療法人西江こころのクリニックでは、発達障がいの診断と治療を行っている精神科医師による指導下にて、コーディネーターである公認心理師・精神保健福祉士が大学との交渉、広報を担当し、臨床心理士と精神保健福祉士がプログラムを担当するという、精神科医療機関ならではのチーム医療を活かした体制にて事業の運営を行った。その活動に対し、マネージャーと企画推進委員会が指導、助言を行うこととなった。事業の実施体制について図1に示す。

当事業の利用から終了までは平成29年度よりフローチャート化を行い、平成30年度、令和1年度に細部の変更を行った。これについては図2に示す。

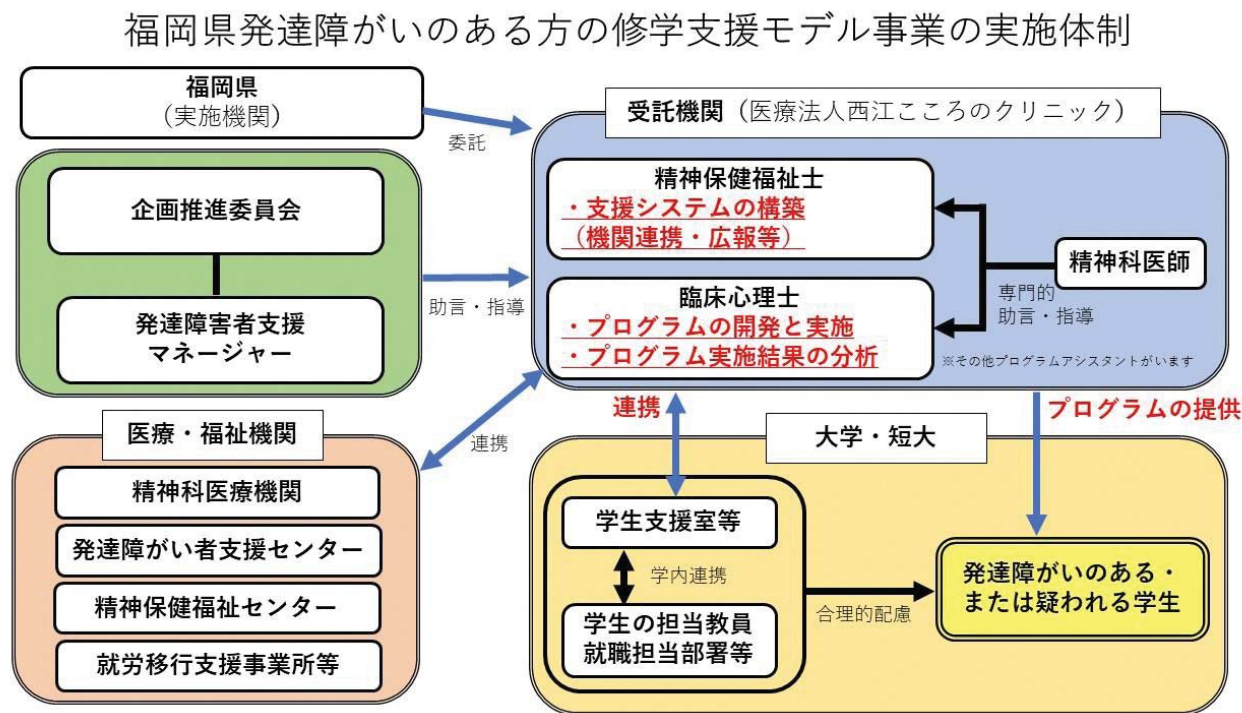


図1 事業の実施体制

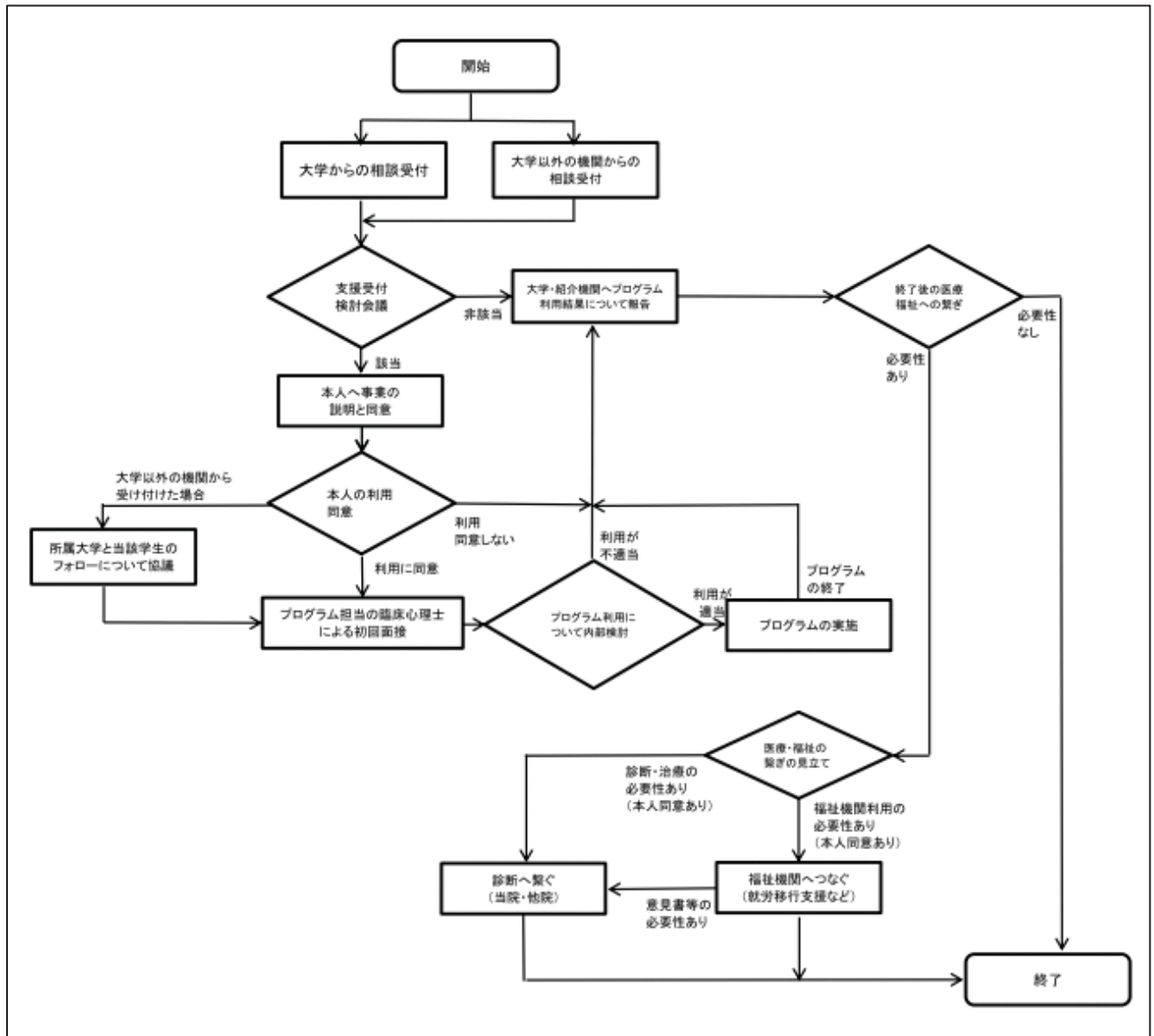


図2 当事業利用から終了までのフローチャート（令和1年度）

(2) 大学との交渉・広報活動

平成29年から令和1年までの毎年、コーディネーターが当事業の関係者向け資料と学生向けパンフレットを大学等へ送付している。関係者向け資料の内容については表1に、学生向けパンフレットについて図3に示す。また、平成29年度には、福岡県の担当者とコーディネーターが学生数1000名以上の大学や短大の学生課を中心に訪問を行い周知活動を実施した。さらに平成30年度には、企画推進委員会の委員が所属する発達障がい家族会へ資料を配布した。

学生配布用パンフレットには、発達障がいグレーゾーンにある学生が参加しやすいように、企画推進委員会からの意見を取り入れ、「発達障がい」の言葉は極力避けたが、県のモデル事業であること、発達障がいに対応した手法を用いていることは記載した。参加を希望した学生にも面接時に説明している。

また、更なる事業の利用促進を図るため、平成29年度から令和1年度にかけて、コーディネーターと

プログラム担当臨床心理士が大学等への訪問を行った。当初この訪問では、就職担当の部署と学生相談室や学生支援室の両方をターゲットとした。就職担当の部署は、障がいがある無しに関わらず、多くの学生と面接を行うが、プログラム利用についての依頼はほとんど無かった。対して、学生相談室や学生支援室ではプログラムの有効性を理解して頂き、プログラムへ多くの学生を紹介して頂いた。そのため、大学へのアプローチは学生相談室や学生支援室を中心に行うこととなった。また、発達障がいの家族会からは、多くの問い合わせやプログラムへの参加があった。

資料配布による新規問い合わせは平成 30 年度では 1 校、令和 1 年度では 3 校あった。また、受託機関のホームページにおいても当事業について広報をしていたところ、平成 29 年度から令和 1 年度の間に 5 件の問い合わせがあった。その中には、地域の保健所からの紹介や、「発達障がい向けのプログラム」を検索した結果たどり着いた方、県外の大学に通学しながら利用できないかとの相談、プログラムを受けた学生の採用を希望する企業といったものがあった。Facebook のページも作成したが、こちらの反応は無かった。

また大学や短大以外の他機関から学生の紹介を受けた場合には、本人の同意を得て、大学の学生連携室に繋ぐこととした。卒業後や休学中の学生は大学のフォローから外れている場合が多かったが、医療、福祉機関に繋がることで、支援が継続することもあった。

ページ	内容
1	当事業の目的及び主体、利用料は無料であることを説明
2	プログラム「ココふわ」の利用条件を説明
3	プログラムの対象として、発達障がいグレーゾーンも含んでいることを説明
4	実施する 8 回のプログラムの概要を説明
5	利用する学生が大学から紹介された場合の事業利用のモデルを説明
6	利用する学生が大学以外の機関から紹介された場合の事業利用のモデルを説明
7	利用する学生が大学から紹介された場合における利用の手順を説明
8	利用する学生が大学以外の機関から紹介された場合における利用の手順を説明
9	個人情報の保護について
10	プログラムに参加した学生の数、年次、男女比などの表（※データについては逐次更新を行った）
11	プログラムに参加した学生のプログラム終了後の状況表（※データについては逐次更新を行った）
12	自己肯定意識下位尺度の推移グラフ（※データについては逐次更新を行った）
13	プログラムを行う場所についての説明・プログラム時の写真
14	プログラム利用により、精神科医療福祉の雰囲気を知ることができる説明
15	プログラムは「就職活動の入り口」として位置づけされていることの説明
16	次期プログラムの実施予定・コーディネーターへの問い合わせ方法
17	受託法人である西江こころのクリニックについての説明

表 1 関係者向け資料の内容

COCOFUWA のプログラムですること

臨床心理士を中心としたスタッフが、就職活動に向けてこころの準備を整え、自己の理解や他者からの理解を知り、コミュニケーションに関する練習の機会を提供します。

- ・「熱中したもの」「やめられないこと」「苦手な人」などについて検討し、自分らしさや自分の特徴を知る
- ・通知表のコメント、人からよく言われること、心理テストなどをとおして、自分が普段あまり自覚していないような自分の特徴を知る
- ・自分のあいさつの仕方や声のトーン、しぐさなどを、相手はどう受け取っているのか知り、コミュニケーションのズレについて理解を深める
- ・ほかの参加者の話を聞くことで、自分だけが悩んでいるわけではないことを知る。あるいは反対に、自分に特徴的な悩みや、苦手なことなどについて理解を深める

あなたと同じような苦手意識をもつ学生同士で、就職活動に向けたこころの準備をしてみませんか？



COCOFUWA は次のこと をお約束します

費用は無料です

このプログラムを利用するための費用は福岡県の補助金により無料です。ただし、移動のための交通費などは自己負担となります。

この事業は福岡県から医療法人西江こころのクリニックに委託され、運営しています。

個人情報もしっかりと保護します

ご相談に来られた方、その後プログラムを利用された方の個人が特定される情報は保護されます。

このようなことがある方は まずご相談ください

次のどれかを感じる大学生・短大生・大学院生（卒業・退学3年以内の方も含みます）の方が対象です

※上記以外の方は利用できませんご注意ください

- ・自己分析と言われてもピンとこない
- ・集団でのコミュニケーションがうまくいかない
- ・空気が読めない
- ・集中し過ぎる、または集中できない
- ・電話は苦手 … などなど

相談・申込窓口

- ・各大学・短大の学生相談室など

<プログラムの実施機関>

西江こころの臨床研究所

（西江こころのクリニック内）

〒816-0802

春日市春日原北町4丁目1-1

メディカルシティ春日原3F

電話:092-588-2444(代表)

nishie.cocoro.model@gmail.com

大学・短大の担当部署と連携します

大学・短大の学生相談室や学生支援室、就職サポート担当部署と連携します。プログラム終了後に大学や他の関係者へ結果をフィードバックし、あなたが就活をしやすくなったりする方法や、他の方法について見つけられるように支援します。

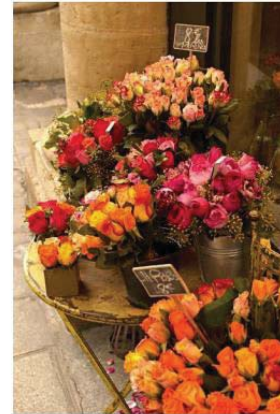
専門的な治療などが必要な方は案内しますが、無理に勧めません。

悩みや上手くいかない状況はストレスとなり、これらが続く「こころ」を疲れさせ、時にはこころや体の病気になることもあります。

プログラムの第8回ではストレスについて理解して頂くように

こころや脳に何かしらの病気や障がいの可能性がある場合は診断や治療、検査をお勧めすることがありますが、無理に勧めるものではありません。

※大学・短大・大学院在学学生、卒業、中退して3年以内の方のみが対象です。大学入学前の方、専門学校生などは当プログラムの対象ではございません。



COCOFUWA
～ココふわ～

就活を苦手と感じる大学生・短大生・大学院生のための講座です



COCOFUWA のプログラムについて

このプログラムは大学の就活とはまた違う視点でトレーニングをします。この中では、最近多く見られる大人の発達障がいに対応した手法も応用していますが、このプログラムは就職活動に苦手意識を持っている大学生の方全てを対象としています。

就活がうまくいかない苦手なことがある方、進め方がわからず困っている方は、お気軽に参加してください。

Cocofuwa「ココフワ」Facebook ページ



図3 プログラムの学生向けパンフレット

(3) プログラム担当臨床心理士と利用予定学生との事前面接

学生相談室のカウンセラー等から学生にプログラムを勧め、学生本人が利用を希望した場合、基本的には学生本人からコーディネーターへ電話にて利用希望の連絡をし、電話口にてコーディネーターが学校名、氏名連絡先を聞き取り、プログラム担当臨床心理士との事前面接の日時を設定した。学生相談室、支援室からの紹介の場合、コーディネーターへどのような学生が連絡してくるかについての情報提供があった。

緊張感や不安が高い学生の場合や電話が苦手な学生の場合には、事前面接の前に、コーディネーターが大学に出向き、学生相談室のカウンセラーと共に当該学生と面接し、プログラムについての説明を行うといった配慮も行った。この配慮を行った学生は2名いた。その際には写真や図を多く使用した資料を使用し、プログラムを行う場所がイメージしやすい様にした。学生がその場でプログラムの利用を希望した場合には、事前面接の日時設定もその場にて行った。

事前面接場所は受託法人のクリニック内のカウンセリングルームを使用した。プログラム担当臨床心理士との面接は1時間程で、状況の聞き取り、プログラムの説明、個人情報保護に関する書類等の記入をして頂いた。

平成29年度、平成30年度は、全ての希望者についてプログラム利用を認めたが、実際にプログラムを受ける中で、自己肯定意識が低下する者がいた。そのため、令和1年度より、事前面接を終了した学生について、コーディネーター、プログラム担当の臨床心理士、アシスタント役の精神保健福祉士により、当該学生がプログラムの利用の有効性があるかどうかを検討することとした。その結果、1名がプログラム利用不相当と判断した。尚、その者には代案として、プログラム担当者による受託法人でのカウンセリングにより個別対応することを提案した。

(4) プログラムの実施とプログラム内容

平成29年度から令和1年度まで、プログラムを7期（平成29年度は1期、平成30年度は3期、令和1年度は3期）実施した。各プログラムは毎週1回のペースで、計8回連続で行った。表2にプログラムの各回のテーマ及び内容を示す。尚、平成30年度第2期は学校行事等の重なりのため、出席者が極端に少ない回があったため、第1回と第2回の間インターバル1回を入れ、9回構成とした。実施内容については、各期ともに概ね内容は同じであるが、参加する学生の特性や状況に合わせて、プログラム担当の臨床心理士が細部に変更を加えた。プログラム自体は担当の臨床心理士とアシスタント役の精神保健福祉士1名が行った。

プログラムに参加した学生は、合計で44名に達し、1期当たりの平均は約6.3人である。プログラムに参加した学生の出席状況について表3に示す。参加者の平均出席回数は6.61回となった。プログラムの効果が有効と思われる6回以上の参加をしている割合は全体の77.3%であった。

また令和1年度より、プログラムを2期以上利用可能としたが、実際に2期以上利用した学生は1名に留まった。

プログラムを受けた学生の自己肯定意識は有意に向上した。この点については別紙「プログラムの実施と考察」に示す。

回	テーマ	内容
第1回	自分の特徴の理解（自己理解）	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなもの、熱中したものを通した自分探し ・短所について分析し、長所に言い換える
第2回	他者を通した自己理解（他己分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の集団活動におけるポジションの分析を通した自分理解 ・家族や知り合いとの関係の分析を通した自分理解
第3回	適職分析	<ul style="list-style-type: none"> ・東大式エゴグラム（客観的な自己理解） ・事業フィールドからの分析 ・会社観の分析
第4回	コミュニケーションについて理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションには非言語的なものも含まれることを学習
第5回	相手の気持ちについて理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・相手がどのような気持ちで話しているかについて学習
第6回	会話の始め方について学習	<ul style="list-style-type: none"> ・上手な頼み方について具体例をもとに学習 ・相手の状況の確認の仕方や、会話の始め方について学習 ・会話を始める場面についてロールプレイ
第7回	模擬面接の体験学習と、映像による振り返りを通した自己理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のことをどう表現できるかについて考えてみる ・採用面接における基本的な振る舞いについて学習 ・面接者役、面接官役のロールプレイ ・映像による振り返りを通した客観的視点からの自己理解
第8回	ストレスへの理解と全体の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス反応やストレスへの対処法について学習 ・全8回の体験の振り返り

表2 プログラムの各回のテーマ及び内容

出席回数	出席率	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 1 年度		事業全体	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
8	(100%)	3	(50.0%)	9	(45.0%)	10	(55.6%)	22	(50.0%)
7	(87.5%)	0	(0.0%)	3	(15.0%)	2	(11.1%)	5	(11.4%)
6	(75.5%)	1	(16.7%)	2	(10.0%)	4	(22.2%)	7	(15.9%)
5	(62.5%)	1	(16.7%)	1	(5.0%)	0	(0.0%)	2	(4.5%)
4	(50.0%)	1	(16.7%)	2	(10.0%)	2	(11.1%)	5	(11.4%)
3	(37.5%)	0	(0.0%)	2	(10.0%)	0	(0.0%)	2	(4.5%)
2	(25.0%)	0	(0.0%)	1	(5.0%)	0	(0.0%)	1	(2.3%)
1	(12.5%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)

表 3 プログラム参加学生の出席率

(5) プログラム終了後

各期のプログラムの終了後、コーディネーター及びプログラム担当の臨床心理士が大学を訪問または電話にて、学生相談室のカウンセラーや大学の就職担当者にプログラムにおける学生の状況についてフィードバックを行った。場合によっては、大学側からは受診の相談や福祉制度の利用についての相談があり、それには主にコーディネーターが対応した。

また、プログラム終了後の学生の状況については、本人の同意を得て、学生相談室のカウンセラーに確認することとした。目安としては、プログラム終了後 3 カ月を基準としているが、学生が卒業した後は大学側も学生の動静を把握しにくい状況があるので、可能な範囲内としている。表 4 にプログラム実施後の学生の動静について示す。

大学・短大別	学年	参加者数	就職活動中・ 内定を得た	医療福祉機関の繋がり		在学継続	退学	その他
				医療機関	福祉機関			
既卒・退学	全て	4	2	3	2			
大学院生	全学年	6	1	2		2		2
大学生	4年	16	6 (3)	8	3	3		5
	3年	8	1	1		5		
	2年	5		2		1	1	2
	1年	1					1	
短大生	2年	3	2 (1)					1
	1年							

※参加者数以外は重複もある。()内は就職者のうち、障がい者雇用となった数である。また医療機関の繋がりには、プログラム開始時に既に繋がっていた数も含まれる。

表4 プログラム実施後の学生の動静

4 分析・考察

当事業は福岡県でのモデル事業であるが、大学生等に対する支援のあり方について、精神科医療機関が医療サービス以外のプログラムとして実施した初めての試みであり、今後の大学生等への支援を検討するにあたっては大変意義深いものとなった。また、プログラムに参加した学生の自己肯定意識は有意に向上した。プログラムについての詳細な分析・考察については別紙「プログラムの実施と考察」で行うものとして、ここでは事業全体について検討を行うものとする。

当事業はソーシャルアクションの考えに基づき、コーディネーターを中心として、新しい社会資源を構築することとした。図1にある体制作りはその結果であるが、新規の社会資源、現行にないサービスが地域に根付くまでには時間がかかる。支援者が新しい社会資源が有効と理解しても、すぐに活用するわけでは無い。支援する者がお互いにいわゆる「顔の見える関係」となり、初回の利用者を紹介、そして最初のケースで有効性や利用方法を認識してから、本格的な活用をすることになる。当事業において、プログラム利用者の出身大学数について、短大生や大学院生を本体の大学の数として計算したところ、平成29年度は6校、平成30年度は8校、令和1年度は9校と徐々に増加している。当事業は令和1年度にて終了することになるが、継続した場合は、この数はさらに増加することが予想される。当事業に興味を全く示さない大学等もあったが、こういった大学では、学生相談の体制や発達障がいのある学生への支援が不十分な印象を受けた。また、他機関からの紹介は、保健所と家族会、臨床心理センターのみであり、発達障がい者支援センターからも問い合わせがあった。こちらも事業が継続し、周知されるにつれて、より拡大するものと予想される。

障害者差別解消法による障がい学生への配慮、支援は日本学生支援機構が中心となり、全国の大学等にて行われているが、学校の規模の違いは、障がいのある学生への支援にも影響する。また支援体制をどのように構築するかという考え方も大学等によって違いがある。そのような状況において、当事業は特に資源を割くことが難しい中小規模の大学等には必要なものであり、学校による支援のギャップを埋めることが可能となる。その一方で、大規模で支援体制が整った大学においても、有用な地域資源の選択肢となる。

プログラムに参加した学生の利用状況を検討する。プログラム参加者44名中、全体の77.3%に当たる34名が6回以上の参加を果たしている。全8回参加した学生は22名であり、行事や就職活動がある中でも、参加した学生がプログラムを比較的熱心に受けに来たことがわかる。尚、プログラムをドロップアウトした学生は3名である。

最後に学生の動静について検討する。この中で特に注目するのは、プログラムを受けることにより、就職活動を進めることができたり、内定を得ることができた学生の数が12名(27.2%)いたことにある。この中には障がい者雇用に繋がった学生もいるが、半数以上は一般雇用に繋がっている。当事業のプログラムは、発達障がいの特性を自覚する学生も、そうでないグレーゾーンの学生にも有効であった。

また、受託機関が大人の発達障がいの受診を受け付けていることと、プログラムを実施した結果から、大学生の発達障がいのグレーゾーンについて、①特性を持ちながらも就労、生活の継続が可能な層、②特性を持つために、将来的に医療福祉の支援が必要となる層、③修学・就職活動のためには医療・福祉によるフォローが必要な層の3つの概念があると考えた。それらの概念について図4に示す。当事業の特長の1つは医療でも福祉でも無いところにある。プログラムを利用することにより、障がいの受容や、複雑な手続きが必要となる医療、福祉のサービス受けなくとも、就職に向かうことができるようになっ

た意義は大きい。また、当事業のプログラムを受けることで、精神科医療機関の受容的な雰囲気を知ることできる。プログラムを受けた学生が、将来的に発達障がい特性のために不適応を起こした場合においても、受診や支援を受けることへのハードルは下がるものと期待される。

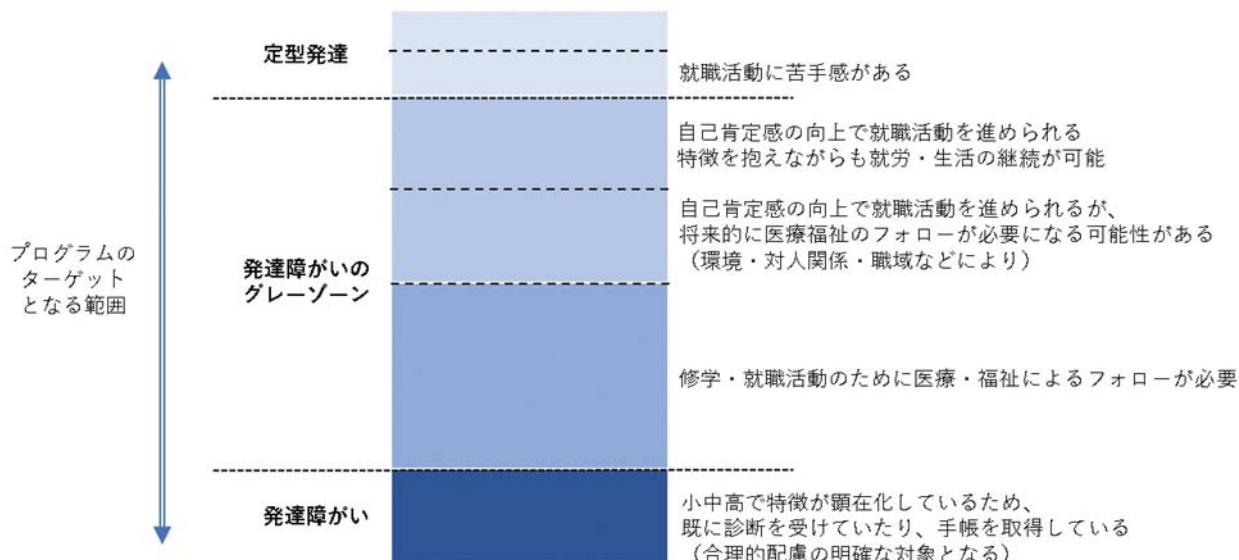


図4 事業を通じた発達障がいのある大学生とプログラムのターゲット

発達障がいに対して、教育、医療、福祉の支援のあり方は模索されているが、発達障がいの概念も、グレーゾーンの存在をどのように位置づけるかなど、未だ曖昧なところがあり、議論されるところである。当事業はそういった状況にある発達障がい者支援の新たな試みの1つである。当事業は福岡県内での取り組みであったが、大学や短大における発達障がいの特性を持つ学生への支援のあり方、特に発達障がいの特性を持つグレーゾーンの学生支援のあり方について一つの形を示すことができた。また、大学と地域の医療福祉機関との連携についての新しい1つのモデルとなった。

5 企画・推進会議の実施状況

平成 29 年度、平成 30 年度はそれぞれ 3 回実施した。令和 1 年度は 3 回実施の予定であり、第 2 回までは実施したが、第 3 回は新型コロナウイルスの蔓延のため中止となった。各会議の実施状況については、表 5 に示す。

プログラムの実施状況やその結果については、企画推進委員会にて報告を行い、多方面の委員各位から意見を頂いた。その結果、パンフレットの文面の変更を行ったり、当該報告書における分析内容を深化することができた。またプログラム作成について、参考となる情報提供を頂いた。また、プログラムの分析のためのスーパービジョンや、事業及びプログラムの広報活動を委員の協力を得て行うこともできた。

回	開催日	検討内容
【平成 29 年度】		
第 1 回	平成 29 年 12 月 13 日	事業の説明及び実施についての意見聴取
第 2 回	平成 30 年 2 月 7 日	福岡県内の大学・短大での発達障がいのある学生の状況 今後の事業の方向性について
第 3 回	平成 30 年 3 月 14 日	プログラムの実施状況、事業報告、次年度取組について
【平成 30 年度】		
第 1 回	平成 30 年 11 月 28 日	平成 30 年度の事業計画について
第 2 回	平成 31 年 1 月 16 日	事業経過報告（プログラムの実施状況）
第 3 回	平成 31 年 3 月 13 日	事業報告、次年度取組について
【令和 1 年度】		
第 1 回	令和 1 年	平成 30 年度活動報告
第 2 回	令和 1 年	令和 1 年度第 1 期、第 2 期プログラム実施報告
第 3 回	中止	※新型コロナウイルス蔓延に伴い中止

表 5 平成 29 年度から令和 1 年度 企画・推進委員会の実施状況

6 成果の公表実績・計画

(1) 福岡県支援事業受託施設連絡協議会における講演

令和1年10月2日「発達障がい者地域生活支援モデル事業の取り組み内容と事業実施における課題について」というテーマにて、コーディネーターが講演を行った。

(2) 受託機関のホームページ上で成果を公表

事業報告書提出後、受託機関である、医療法人西江こころのクリニックのホームページ上で当報告書、及び別紙を掲載する予定である。

(3) 福岡県内の大学・短大に事業報告を送付

事業報告書提出後、福岡県内の大学、短大へ送付する予定である。

(4) 継続事業計画について

当事業は令和1年度にて終了するが、当事業は3年目にして地域に根付き始めた次期であり、大学等からも当事業の継続を希望する声がある。また、当事業において対象外となっていた専門学校学生の利用についても拡大できないかについて、市議会議員からの相談があった。当事業が継続し、手法やマニュアルが確立することで、より多くの地域に拡大することが望ましいが、現行の医療や福祉のサービスの枠内での継続は難しい。また、昨今の大学生の経済事情から、利用する学生の負担を求めることは難しい。そのためには国や自治体での長期の事業化が必要となる。今後の当事業については、関係機関と協議の上、継続する意向である。